

第202100251089号  
令和4年1月11日

県内介護サービス事業所を運営する法人代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長  
( 公 印 省 略 )

鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス  
継続支援事業補助金交付要綱の一部改正について

本県の高齢者保健福祉施策の推進については、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本県では、新型コロナウイルス感染症患者が発生した介護施設等の入所者等が必要とするサービスを続けられるよう支援することを目的に、「鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱」(令和2年5月22日付第202000047670号鳥取県福祉保健部長通知)を創設したところです。

今般、本補助金交付要綱の一部を別添のとおり改正しましたので、御了知いただきますようお願いいたします。

また、令和3年度実施事業にかかる申請期限を令和4年3月31日としております。書類審査等事務の都合上、申請書の提出が年度末となる場合には、事前に担当まで御相談いただきますようお願いいたします。

(改正概要)

同一の事業所・施設において、基準単価の範囲内であれば複数回申請可能としている現行の運用について、交付要綱に明記するもの。

(担当) 介護保険・施設担当 北村

電 話: 0857(26)7175

ファクシミリ: 0857(26)8168

電子メール: kitamuratom@pref.tottori.lg.jp